

青森県報

第 七 十 七 六 号

令 和 八 年
六 月 十 日
(水 曜 日)

目 次

公 告

○ 連携管理保全計画の認可	（農村整備課）	… 一
○ 右 同	（ 同 ）	… 一
○ 右 同	（ 同 ）	… 一
○ 右 同	（ 同 ）	… 一
○ 県営土地改良事業計画の決定	（ 同 ）	… 二
○ 右 同	（ 同 ）	… 二
○ 県営土地改良事業の緊急防災等工事計画の決定	（ 同 ）	… 二
○ 知事管理漁獲可能量の変更の公表	（水産振興課）	… 三
選挙管理委員会		
○ 政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受けること となつた政治団体の名称等の公表	（事務局）	… 三
○ 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部 訂正	（ 同 ）	… 四
人事委員会		
○ 人事委員会規則七―一九八（職員の退職手当に関する条例 に基づく意見の聴取の手續に関する規則）の一部を改正す る規則	（事務局）	… 四
監査委員		
○ 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	（事務局）	… 五

公 営 企 業

○ 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………（病院局）
事業統括部 …… 五

公 告

連携管理保全計画の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定によ
り、津軽平川土地改良区、豊田土地改良区、石川土地改良区、六羽川土地改良区、平
川土地改良区、枝川鶴田土地改良区及び五所川原北部土地改良区に係る連携管理保全
計画を令和八年五月十五日認可したので、同法第五十七条の十二第二項の規定により
公告する。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

連携管理保全計画の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定によ
り、中市筒口土地改良区、蛭川土地改良区、天満下土地改良区及び倉石土地改良区に
係る連携管理保全計画を令和八年五月十五日認可したので、同法第五十七条の十二第
二項の規定により公告する。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

連携管理保全計画の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定によ
り、西津軽土地改良区及び大田光土地改良区に係る連携管理保全計画を令和八年五月
十八日認可したので、同法第五十七条の十二第二項の規定により公告する。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

連携管理保全計画の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定により、青森北部土地改良区、青森中部土地改良区、青森第二北部土地改良区及び奥内土地改良区に係る連携管理保全計画を令和八年五月十八日認可したので、同法第五十七条の十二第二項の規定により公告する。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小湊地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（暗渠排水））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年六月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、藤坂頭首工地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年六月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業の緊急防災等工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定によ

県営藤坂頭首工地区土地改良事業計画書

水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

青 森 県

目

第 1 章	目 的	1
第 2 章	地 域 及 び 地 積	1
第 1 節	地 域	1
第 2 節	地 積	1
第 3 章	対 象 施 設 の 状 況	2
第 1 節	用 水 施 設	2
1	貯 水 池	2
2	頭 首 工	2
3	揚 水 機	3
4	用 水 路	3
5	そ の 他 か ん が い 施 設	3
第 2 節	排 水 施 設	3
1	排 水 水 門	3
2	排 水 機	3
3	排 水 路	3
4	そ の 他 排 水 施 設	3
第 3 節	そ の 他 の 施 設	3
第 4 章	施 設 整 備 計 画	4
第 1 節	要 旨	4
第 2 節	用 水 施 設	4
1	貯 水 池	4
2	頭 首 工	4
3	揚 水 機	4
4	幹 線 用 水 路	4
5	そ の 他 か ん が い 施 設	4
第 3 節	排 水 施 設	5
1	排 水 水 門	5
2	排 水 機	5
3	排 水 路	5
4	そ の 他 排 水 施 設	5
第 4 節	そ の 他 の 施 設	5

次

第 5 章	工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 予 定 時 期	6
第 6 章	環 境 と の 調 和 へ の 配 慮	6
第 7 章	事 業 費 の 総 額 及 び 内 訳	6
第 8 章	効 用	6
第 9 章	関 連 す る 事 業	7
1	基 本 事 業	7
2	維 持 管 理 事 業	7
3	そ の 他 の 関 連 事 業	7
第 10 章	計 画 図 面	7
1	現 況 平 面 図	7
2	計 画 平 面 図	7
3	主 要 工 事 図 面	7

第 1 章 目 的

藤坂頭首工は、青森県十和田市内を流れる2級河川・奥入瀬川に設置された県営奥入瀬川南岸地区災害復旧事業（昭和44～45年度）により造成された施設で、3門の油圧式起伏ゲートなどから構成されている。この頭首工は、十和田市、八戸市、上北郡六戸町及び上北郡おいらせ町の2市2町にまたがる約750haの農地に農業用水を供給している。

供用開始から50年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、特に、油圧シリンダーの油漏れなどの不具合が頻発し、ゲートの運転操作に支障をきたすなど、維持管理に多大な労力を要している。さらに、ゲート躯体のコンクリート構造物にひび割れが見られ、土砂吐ゲートには錆が発生している。本事業では施設の機能保全対策を実施し、施設全体の機能回復と農業経営の安定化を図る。

第 2 章 地域及び地積

第 1 節 地 域

地 域
十和田市、八戸市、上北郡六戸町、上北郡おいらせ町

第 2 節 地 積

(令和7年10月現在)

市町村名 \ 現況地目	田 (ha)	畑 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
十和田市	31.0	—	—	—	—	31.0	土地改良区土地原簿
八戸市	44.7	—	—	—	—	44.7	土地改良区土地原簿
上北郡六戸町	256.9	—	—	—	—	256.9	土地改良区土地原簿
上北郡おいらせ町	409.3	—	—	—	—	409.3	土地改良区土地原簿
計	741.9	—	—	—	—	741.9	

第 3 章 対象施設の状況

第 1 節 用水施設

1 貯水池 該当なし

2 頭首工

施設名	藤坂頭首工	受益面積	741.9 ha	造成工事費	207,702 千円	造成工期	S44～ S45 年度
主要諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水吐ゲート（油圧式転倒ゲート：純径間30.0m×扉高1.7m） <li style="padding-left: 20px;">（油圧式転倒ゲート：純径間26.0m×扉高1.7m） ・土砂吐ゲート（油圧式ローラーゲート：純径間8.0m×扉高2.7m） ・取水ゲート（油圧式スライドゲート：純径間2.5m×扉高2.0m） ・コンクリート構造物 ・機械設備 					N= 2 門 N= 1 門 N= 2 門 N= 2 門 N= 1 式 N= 1 式	
施設管理状況	管理は奥入瀬川南岸土地改良区で行っており、ゲートの操作や草刈り等は委託している。						
課題	頭首工造成から約50年が経過し、各施設に不具合が生じている状況で、奥入瀬川南岸土地改良区が補強・補修を行っており、維持管理に苦慮している状況である。						
機能診断の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水吐ゲート 操作盤を押しても作動しないことがあり、油圧シリンダーからのオイル漏れ等の機能低下が見られるため、対策が必要である。 ○土砂吐ゲート ゲートの腐食や油圧配管からのオイル漏れ等の機能低下が見られるため、対策が必要である。 ○取水ゲート ゲートの腐食や油圧配管からのオイル漏れ等の機能低下が見られるため、対策が必要である。 ○コンクリート構造物 構造物にひび割れや骨材の露出等の変状がみられ、対策が必要である。 ○機械設備 油圧用電磁バルブ（ソレノイド）や油圧ユニット盤内配管は老朽化が著しく、発電機も始動できない状態であるため、更新が必要である。 						
機能保全対策工事の必要性	施設に重大な故障や破損等が発生した場合、水利用計画に基づいた、かんがい用水量を効率的に供給出来なくなり、計画上から要求される流量を取水する機能が失われるおそれがある。このため、頭首工の機能保全対策工事を早急を実施する必要がある。						

3 揚水機 該当なし

4 用水路 該当なし

5 その他かんがい施設 該当なし

第2節 排水施設

1 排水水門 該当なし

2 排水機 該当なし

3 排水路 該当なし

4 その他排水施設 該当なし

第3節 その他の施設 該当なし

第 4 章 施設整備計画

第 1 節 要旨

藤坂頭首工は造成から約50年が経過し、機能保全計画の対策時期を迎えており、施設の機能低下が懸念されている。今後、施設に重大な破損等が発生した場合、水利用計画に基づいたかんがい用水を供給できないおそれがある。このため本事業によって、施設の機能保全対策を実施することにより施設全体の機能回復を行い、用水機能を確保し、農業経営の安定化を図るため、各施設の機能保全対策工事を実施し、施設の機能回復と長寿命化を図る計画である。

第 2 節 用水施設

1 貯水池 該当なし

2 頭首工

コンクリート構造物【補強・補修】

・洪水吐下流エプロン、土砂吐導流壁、土砂吐躯体・堰体等

機械設備【更新・整備補修】

・洪水吐ゲート、土砂吐ゲート、取水ゲート、油圧ユニット等

3 揚水機 該当なし

4 幹線用水路 該当なし

5 その他かんがい施設 該当なし

第 3 節 排水施設

1 排水水門 該当なし

2 排水機 該当なし

3 排水路 該当なし

4 その他排水施設 該当なし

第 4 節 その他の施設 該当なし

第 5 章 工事の着手及び完了の予定時期

着 手 令和 8 年度
完了予定 令和 12 年度

第 6 章 環境との調和への配慮

整備済の魚道を今後も適正に維持管理することで、周辺魚類の生息環境を確保する。
工事中に希少な動植物を発見した場合は、影響のない場所に移動又は移植し、保護に努める。

第 7 章 事業費の総額及び内訳

区 分	事 業 費 (千円)	備 考
工 事 費	992,000	令和 7 年度単価
事務的経費	49,600	
計	1,041,600	

第 8 章 効 用

区分 \ 項目	年総効果額 (便益) (千円)	年増加農業所得額 (千円)	備 考
作物生産効果	451,857	451,545	食料の安定供給の確保に関する効果
営農経費節減効果	△ 67,497	—	食料の安定供給の確保に関する効果
維持管理費節減効果	△ 81,899	—	食料の安定供給の確保に関する効果
国産農作物安定供給効果	87,446	—	その他の効果
計	389,907	451,545	令和 7 年度単価

< 参 考 >

総 費 用 : 4,690,701 千円
総 便 益 額 : 8,078,990 千円
総費用総便益比 : 1.72

第 9 章 関連する事業

1 基本事業

事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
		水田	畑	計		
県営災害復旧事業	奥入瀬川南岸	757 ha	- ha	757 ha	207,702 千円	S44~S45 年度
【受益面積】 A= 757.0 ha 【事業費】 207,702 千円 【事業量】 藤坂頭首工 N=1 式						

2 維持管理事業 該当なし

3 その他の関連事業 該当なし

第 10 章 計画図面

- 1 現況平面図 別 添
- 2 計画平面図 別 添
- 3 主要工事図面 別 添

令和8年度新規採択希望

藤坂頭首工地区水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

現況平面図

縮尺 1/100,000

所在地 青森県十和田市大字藤島 外



凡 例	
名称	記号
受益面積	
頭首工	
下田堰	

令和8年度新規採択希望

藤坂頭首工地区水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

計画平面図

縮尺 1/100,000

所在地 青森県十和田市大字藤島 外



藤坂頭首工

事業概要

受益面積	741.9ha
主要工事	洪水吐ゲート 整備補修
	土砂吐ゲート 整備補修
	取水ゲート 更新
	コンクリート構造物 補強
事業量	事業費
1式	992,000千円

凡例	
名称	記号
受益面積	
頭首工	
下田堰	

